

掛川市規則第 1 1 号

掛川市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 3 1 年 3 月 2 2 日

掛川市長

(別紙)

掛川市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市介護保険条例施行規則（平成17年掛川市規則第90号）の一部を次のように改正する。

第19条に次の1項を加える。

- 5 法第50条第1項から第3項までの市町村が定めた割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 省令第83条第1項第1号に該当する場合 次の表の左欄に掲げる財産の損害の程度の区分に応じ、同表右欄に定める割合

財産の損害の程度	割 合		
	法第50条第1項	法第50条第2項	法第50条第3項
資産（土地を除く。以下この表において同じ。）の評価額の100分の70以上	100分の100	100分の96	100分の88
資産の評価額の100分の50以上100分の70未満	100分の98	100分の92	100分の82
資産の評価額の100分の30以上100分の50未満	100分の96	100分の88	100分の76

(2) 省令第83条第1項第2号から第4号までの規定に該当する場合 次の表の左欄に掲げる収入の減少の程度の区分に応じ、同表右欄に定める割合

収入の減少の程度	割 合		
	法第50条第1項	法第50条第2項	法第50条第3項
前年の合計所得の100分の70以上	100分の100	100分の96	100分の88
前年の合計所得の100分の50以上100分の70未満	100分の98	100分の92	100分の82
前年の合計所得の100分の30以上100分の50未満	100分の96	100分の88	100分の76

第28条に次の1項を加える。

- 3 第19条第5項の規定は、法第60条第1項から第3項までの市町村が定めた割合について準用する。この場合において、同項第1号中「第83条第1項第1号」とあるのは「第97条第1項第1号」と、同項第2号中「第83条第1項第2号から第4号まで」とあるのは「第97条第1項第2号から第4号まで」と、同項各号の表中「第50条第1項」とあるのは「第60条第1項」と、「第50条第2項」とあるのは「第60条第2項」と、「第50条第3項」とあるのは「第60条第3項」と、

読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。